

通報の流れ



Q&A

Q どんなことを聞かれるの？

情報がそろってなくても構いません。
匿名による通報も受け付けています。

- A
- ・病院名(病棟) ・日時
 - ・虐待を受けた患者(入院形態、行動制限、病名等)
 - ・虐待をした職員(職種)
 - ・虐待の種別とその具体的内容 等

Q 通報したことで、不利益があるのでは？

- A
- 通報したことを理由として、不利益な扱いを受けないよう法律で定められています。

Q 病院等で事実確認をしてから通報した方が良いか？

- A
- 虐待を発見した者は、速やかに都道府県へ通報しなければならないと規定されています。虐待が疑われた場合は、病院等で事実確認を行う前に、東京都への通報をお願いいたします。

Q 通報したら、必ず東京都の立入検査が入るのか？

- A
- 通報内容の緊急度等により東京都が必要と判断した場合、立入検査を実施して事実確認を行います。

あれ？

大丈夫かな？

心配…

もしかして…

違和感を感じたら、電話してください

東京都の精神科病院における虐待通報窓口

☎03-5320-4463

電話受付時間 (平日) 午前9時から午後5時まで

メール seishin-tuho@section.metro.tokyo.jp

郵送 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
東京都福祉局 障害者施策推進部精神保健医療課 虐待通報窓口



メールは
こちらから

院内の虐待通報窓口



精神科病院で業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した場合は、**速やかに通報**してください。

精神科病院における「業務従事者」とは、医師、看護師などの医療従事者だけでなく病院で勤務するすべての職員を指します。

精神科病院における虐待通報は精神保健福祉法(第40条の3)で義務化されています。

これって虐待になるの？

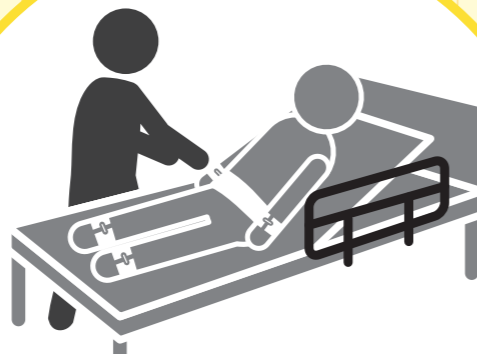
精神科病院で業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した場合は、**速やかに通報**してください。



不穏な患者の対応時に過剰な抑制をしてしまった



患者を「ちゃん」付け、あだ名で呼んでいる



医師の指示とは異なる隔離や拘束を実施している



患者をバカにするような発言をしたり、脅迫するような行為



カーテンを閉めずに着替えや排泄ケアを行っている



ステーションに来た患者の対応をしない



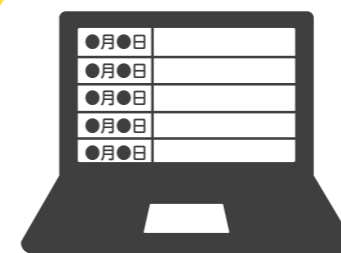
管理手順を踏まずに患者のお買い物カードを利用する



患者に対して必要以上の身体接触をする

- 身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じる、もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。
- 性的虐待** 障害者にわいせつな行為をしたり、障害者にわいせつな行為をさせること。
- 心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言や、不当な差別的言動を行うこと。
- 経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分したり、障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 放棄・放置** 障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置等、職務上の義務を著しく怠ること。

記録の重要性



特に注意が必要な状況変化※について、記録を残しましょう

- ※・不穏・興奮・暴言・暴力行為
 - ・身体拘束・隔離の開始 / 解除前後
 - ・頻回なナースコール
 - ・食事・服薬・入浴・排泄の変化
 - ・職員・患者とのトラブル場面 等
- これらは、虐待認定や事実確認の根拠資料となります。